

新型コロナウイルスの感染防止に係る厚木市斎場の運営について

令和2年4月27日

新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますが、厚木市斎場では、次のとおり感染防止対策を行っております。

1 厚木市斎場の施設利用と遺族、会葬者の感染防止対策について

(1) 厚木市斎場式場の継続使用のための感染防止対策について

ア 市斎場での葬儀においては、クラスター（小規模な感染集団）の発生源とならないよう、家族葬や一日葬を主体として、一般葬においても実施時間の短縮、実施規模の縮小や家族・親族のみとした参列者の減員など、必要最小限の施設利用に努めるものとします。なお、椅子を間引くなど、間隔をおいて着席してください。

イ 発熱や咳等の風邪の症状がある方には参列を控えるようお願いします。

ウ 高齢者や基礎疾患のある方など感染リスクの高い方には参列を控えるようお願いします。

エ 参列する場合は、マスクの着用や咳エチケット、手指消毒液の活用と十分な手洗の励行をお願いします。

オ 室内の定期的な換気をお願いします。

カ 通夜等の際の一般会葬者を除く食事の提供は、大皿による取り分け形式ではなく、弁当などの個々で食べることができる形式とし、間隔をおいて配膳してください。（式場での一般会葬者への「通夜振舞い」は禁止しています。）また、施設使用前後にはテーブルなどをアルコール等で消毒してください。

キ 遺族控室での仮泊はご遠慮ください。

ク 新型感染症に関する関係機関・団体から提供される正確な情報の収集に努めてください。

(2) 厚木市斎場火葬場の対応について

ア 市斎場は、業務継続施設として特別のことがない限り通常どおりの運営をしています。

イ 市斎場は、政府が発出する新型コロナウイルス感染症対策の「基本的対処方針」（改正を含む。）に基づき適切な対応を行います。

ウ 火葬場への遺族・来場者は感染防止の観点から 10 人程度までとし、食事は持ち帰り用の弁当などとするをお願いします。

エ その他、斎場施設管理者の定める事項にご協力をお願いします。

(3) 協力要請期間

政府の「緊急事態宣言」及び神奈川県「実施方針」が解除されるまでとします。

2 厚木市斎場での「新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方」のご遺体の火葬について

- (1) ご遺体の搬送や火葬に際しては、医療機関等の指示により納体袋を使用するなど感染防止対策をお願いいたします。ご遺体は納体袋に密封後、納体袋の表面を消毒してください。ご遺体を納めた棺はテープ等で密封してください。
- (2) ご遺体の火葬受入れは、他の来場者への感染やパニックを避けるため、原則として希望日の最終火葬時間帯（午後2時30分）以後又は友引日の午前中を予定しています。
- (3) ご遺体の搬送及び火葬時の立会いは、原則として葬儀業者の担当スタッフ1人のみとします。
- (4) 家族及び親族の方は市斎場の建物内への立ち入りできませんので、お待ちになる場合は、駐車場（車中）で待機してください。故人のお見送りを希望される場合は、エントランス入口にてお別れをお願いします。
- (5) 収骨は、葬儀業者の担当スタッフ1人のみで行います。
- (6) 収骨した遺骨は、葬儀業者からご遺族に引き渡されます。

ご不明な点や詳細は、厚木市斎場までお問い合わせください。

厚木市斎場

電話 046 (281) 8595

FAX 046 (250) 2212

E-mail:2650@city.atsugi.kanagawa.jp